

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により令和 5 年 2 月 28 日に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 2 8 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 土	靖
岐阜県監査委員	長 縄	直 子
岐阜県監査委員	南	圭 一

随時監査の結果

令和5年2月28日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査
(同条第5項に基づく随時監査として実施)

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和4年度を対象とした。

(2) 対象機関

- ① 農業大学校
- ② 国際園芸アカデミー

(3) 対象事務

生産物の出納管理

<主な監査項目>

- ・受払野帳、供用整理簿等の整理
- ・取得、処分に伴う出納管理、手続
- ・売却に伴う歳入の調定手続

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確に行われているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、事務局書記による予備監査を実地で行い、その後、監査委員による監査を書面で行った。なお、予備監査については、不正・不祥事の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて実施した。

事務局書記による予備監査 : 令和4年11月29日(火)

監査委員による監査(書面) : 令和5年2月28日(火)

5 監査の結果

上記により監査したところ、下の表のとおり農業大学校において1件の指摘事項及び1件の指導事項、国際園芸アカデミーにおいて1件の指導事項が見受けられたので、是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

機関名	区分	内容
農業大学校	指摘事項	牛の売払いに係る収入事務において、委託業者から売却した事実を証する書類を受領した後、歳入の調定が著しく遅延していたものが見受けられたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	生産物のうち、牛の管理事務において、次のとおり不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 出生による取得に当たっては、担当課長が取得物品引継書により収支等命令者に引継ぎ、収支等命令者は、物品登録調書により出納員に通知してその審査に付するとともに

		<p>物品一覧表に登録することとされているが、上記の一連の 手続きが行われていないものがあつた。</p> <p>2 売却又は廃棄に当たっては、収支等命令者は、取得物品 売却調書又は物品処分等調書により出納員に通知してその 審査に付するとともに物品一覧表から除却することとされ ているが、上記一連の手続きが行われていないものがあつ た。</p> <p>3 1、2の不備により、物品一覧表の頭数と実際の頭数が 一致しておらず、現在高の把握ができていなかった。</p>
国際園芸アカデミー	指導事項	<p>生産物の管理事務において、切花等の生産物を取得又は 処分したにもかかわらず、生産物受払野帳に記載していな いものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は 適正に処理されたい。</p>

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項